

令和5・6年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

（建設工事）

独立行政法人水資源機構

目 次

第 1	独立行政法人水資源機構の業務	1
第 2	経営理念	1
第 3	機構事務所所在地一覧	2
第 4	有資格業者名簿について	3
第 5	情報公開法の施行について	3
第 6	納税証明書	3
1.	徴収する納税証明書の様式について	3
2.	納税証明書の対象	3
3.	有効な納税証明書年月日	3
第 7	登録申請の手順	4
1.	登録申請の前に	4
2.	申請書類の提出	4
3.	申請書類の提出方式	4
4.	資格認定の通知	6
5.	申請した事項の変更等の届出	6
6.	外国事業者が申請する場合の提出書類	8
7.	合併等により設立された会社の資格審査	8
8.	参加できる競争契約の範囲	8
9.	入札情報メールマガジンについて	9
第 8	申請書類の作成等について	10
1.	資格審査申請上の注意事項	10
2.	作成に当たっての基本的な注意事項	11
3.	工事種別	12
4.	提出書類	13
5.	申請書の記載方法	14
6.	業態調書について	19
7.	営業所一覧表について	21

第 9	経常建設共同企業体の申請方法	2 2
1.	申請に当たっての注意事項	2 2
2.	提出書類	2 3
3.	申請書類の提出方式	2 3
4.	申請書の記載方法	2 4
5.	工事分割内訳表について（様式 3）	2 6
6.	共同企業体等調書（その 1）について（様式 4－1）	2 7
7.	業態調書について（様式 5）	2 7
8.	営業所一覧表について（様式 2）	2 7
9.	経常建設共同企業体協定書について	2 8
10.	合併計画を明らかにした書面について	2 8
第 10	事業協同組合の申請方法	2 9
1.	資格審査申請上の注意事項	2 9
2.	提出書類	2 9
3.	申請書類の提出方式	2 9
4.	申請書の記載方法	2 9
5.	事業協同組合の特例扱いを希望する場合	2 9
第 11	協業組合・企業組合の申請方法	3 3
1.	提出書類	3 3
2.	申請書類の提出方式	3 3
3.	作成に当たっての注意事項	3 3

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出要領

第1 独立行政法人水資源機構の業務

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画（フルプラン）に基づき、利水、治水を目的とするダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び用水路などの水資源の開発又は利用のための施設の新築（水の供給量を増大させるものは、水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る）又は改築を実施するとともに、完成した施設の管理を実施しています。

機構事業は、水道用水、工業用水、農業用水の確保から、洪水調節、流水の正常な機能（既得水の確保や水環境の保全など）の維持と増進まで、多岐にわたっています。このため、機構の主務大臣は、役職員や財務会計などの事項については国土交通大臣、各事業についてはその目的に従って厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣となっています。

第2 経営理念

機構の経営理念は次のとおりです。

安全で良質な水を安定して安くお届けする

水資源機構は、国民生活・経済にとって特に重要な水に携わる政策実施機関として、安全で良質な水を安定して安くお届けするとともに、洪水のはん濫被害から地域を守り、安全で豊かな社会づくりに貢献します。

気候変動による異常渇水・異常洪水の発生、地震等による大規模災害の発生、施設老朽化の進行など、近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対し、水のプロ集団の持つ技術力を活かして、的確に課題解決を図ります。

第3 機構事務所所在地一覧

令和4年10月1日現在

事務所名称	郵便番号	住所	電話番号	
本社	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー内	048-600-6500(代表) 048-600-6534(直通)	
総合技術センター	338-0812	埼玉県さいたま市桜区大字神田 936	048-853-1785	
利根川・荒川水系	利根導水総合事業所	361-0004	埼玉県行田市大字須加字船川 4369	048-557-1501
	思川開発建設所	322-0305	栃木県鹿沼市口栗野 839-2	0289-85-1110
	沼田総合管理所	378-0051	群馬県沼田市上原町 1682	0278-24-5711
	利根川下流総合管理所	300-0732	茨城県稲敷市上之島 3112	0299-79-3311
	荒川ダム総合管理所	369-1801	埼玉県秩父市荒川久那 4041	0494-23-1431
	千葉用水総合管理所	276-0028	千葉県八千代市村上 3139	047-483-0722
	成田用水事業所	282-0011	千葉県成田市三里塚字御料牧場 1-2	0476-33-1036
	下久保ダム管理所	367-0313	埼玉県児玉郡神川町大字矢納 1356-3	0274-52-2746
	草木ダム管理所	376-0303	群馬県みどり市東町座間 564-6	0277-97-2131
群馬用水管理所	371-0844	群馬県前橋市古市町 386	027-251-4266	
霞ヶ浦用水管理所	300-0213	茨城県かすみがうら市牛渡 359	029-898-2212	
中部支社	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-1	052-231-7541	
木曾川・豊川水系	豊川用水総合事業部	440-0801	愛知県豊橋市今橋町 8	0532-54-6501
	木曾川水系連絡導水路建設所	501-0614	岐阜県揖斐郡揖斐川町長良 319-1	0585-22-5216
	愛知用水総合管理所	470-0151	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字片平山 25-25	0561-39-5460
	木曾川用水総合管理所	495-0036	愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東 26-1	0587-97-3710
	岩屋ダム管理所	509-1602	岐阜県下呂市金山町卯野原 6-27	0576-35-2339
	阿木川ダム管理所	509-7202	岐阜県恵那市東野字花無山 2201-79	0573-25-5295
	長良川河口堰管理所	511-1146	三重県桑名市長島町十日外面 136	0594-42-5012
	味噌川ダム管理所	399-6203	長野県木曾郡木祖村大字小木曾 2058-22	0264-36-3111
	徳山ダム管理所	501-0815	岐阜県揖斐郡揖斐川町開田 448	0585-52-2910
三重用水管理所	510-1233	三重県三重郡菰野町大字菰野字飛越 7961-2	059-393-2000	
関西・吉野川支社 淀川本部	540-0005	大阪府大阪市中央区上町 A-12	06-6763-5182	
淀川水系	川上ダム建設所	518-0294	三重県伊賀市阿保 2171-12	0595-52-3690
	丹生事務所	529-0426	滋賀県長浜市木之本町黒田 1234	0749-82-5560
	琵琶湖開発総合管理所	520-0243	滋賀県大津市堅田 2-1-10	077-574-0680
	木津川ダム総合管理所	518-0413	三重県名張市下比奈知 2811-2	0595-64-8961
	一庫ダム管理所	666-0153	兵庫県川西市一庫字唐松 4-1	072-794-6671
日吉ダム管理所	629-0335	京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷 68	0771-72-0171	
関西・吉野川支社 吉野川本部	760-0018	香川県高松市天神前 10-1	087-835-6600	
吉野川水系	池田総合管理所	778-0040	徳島県三好市池田町西山谷尻 4235-1	0883-72-2050
	旧吉野川河口堰管理所	771-0144	徳島県徳島市川内町榎瀬 841	088-665-1435
	香川用水管理所	766-0004	香川県仲多度郡琴平町榎井 891-2	0877-73-4221
筑後川局	830-0032	福岡県久留米市東町 42-21	0942-34-7001	
筑後川水系	筑後川上流総合管理所	838-0012	福岡県朝倉市江川 1660-67	0946-25-0113
	筑後川下流総合管理所	830-0071	福岡県久留米市安武町武島 1063-2	0942-26-4551
	福岡導水事業所	830-0002	福岡県久留米市高野 1-1-1	0942-39-4311

第4 有資格業者名簿について

機構が発注する工事等の受注を希望する者は、機構が作成する「有資格業者名簿」に登録される必要があります。

この「有資格業者名簿」は建設工事、測量・建設コンサルタント等及び物品製造等の3種類があり、受注を希望する者はあらかじめ「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造等）」を機構に提出し、審査の上、希望する工事種別等ごとに総合点数の算定を行い、等級の設定がある工事種別等については、等級を付与して登録されます。この「有資格業者名簿」の有効期限は、認定をした日から令和7年3月31日（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品製造等）までとなります。

なお、上記に係る「有資格業者名簿」は、令和5年4月以降、機構のホームページにて公表します。掲載する機構ホームページのアドレスはこちらです。

有資格業者索引名簿

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506gyoshakensaku.html>

第5 情報公開法の施行

国及び独立行政法人においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）の施行に伴い、平成13年4月以降は、行政機関が取得した文書（例：資格審査申請書類など。）は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれのないものについては、当該書類は開示対象となっております。

なお、当機構においては、前述のとおり、有資格業者名簿における会社代表者の氏名等について「公にすることが予定されている情報」として取り扱っています。

第6 納税証明書

機構では、令和5・6年度（建設工事、測量・建設コンサルタント等）及び令和3・4・5・6年度（物品製造等）を有効とする競争参加資格審査にあつては、添付資料として「納税証明書」の写しを徴取しております。

申請時に「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

1. 徴取する納税証明書の様式について

- (1) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3 未納の税額（申告所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書
- (2) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2 「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書
- (3) 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3 「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

なお、申請する方が個人にあつては、上記(1)（「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」を各1通）又は(2)（1通）を、法人にあつては、上記(1)（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」を各1通）又は(3)（1通）を添付してください。

2. 納税証明書の対象

- | | | |
|-------|---------|---------------------------|
| 個人の場合 | | <u>申告所得税並びに消費税及び地方消費税</u> |
| 法人の場合 | | <u>法人税並びに消費税及び地方消費税</u> |

3. 有効な納税証明書年月日

申請書類の提出に際して、証明年月日が申請書類の提出日以前3ヶ月以内の「納税証明書」の写しを添付してください。

第7 登録申請の手順

1. 登録申請の前に

機構の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務づけられています。さらに、工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から1年7月の間に限られています。したがって、毎年、機構の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

定時受付の場合の経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、定時受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければなりません。具体的には、令和5・6年度定時受付の場合には申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、令和3年6月16日以降を審査基準日とするものとなります。（令和3年6月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。）

さらに、令和5・6年度資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証書等）の提出が必要となります。

また、随時受付の場合には、申請する日の直前に受けたものであって、申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければなりません。（申請する日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。）

2. 申請書類の提出

登録を希望する者は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定時受付を行います。その後、新たに建設業を開始した者等で機構が発注する建設工事の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

ただし、随時受付に対する資格認定は、個別発注案件の開札までに間に合わない場合がありますので、予めご了承下さい。

3. 申請書類の提出方式

(1) インターネット方式 (定時受付のみ)

インターネット方式については、「申請書作成の手引き等」をご確認ください。

※以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

(2) 郵送方式 (定時受付（インターネット方式では対応していないもの）及び随時受付)

機構では、郵送方式による受付を次のとおり実施します。

※持参方式による受付は行いません。

1) 郵送方式による受付期間

① 定時受付

定時受付については、郵送方式による受付は行いません。ただし、インターネット方式では対応していない申請（共同企業体（経常JV）等に関する申請）を除く。その場合、期間は下記のとおり。

令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）まで

※令和4年12月1日（木）から令和5年1月13日（金）までの消印があるものを、定時受付として取り扱います。

※料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、令和5年1月13日（金）までに2)の送付先に到着したものを定時受付として取り扱います。

② 随時受付

消印が令和5年1月14日（土）以降のものは、随時受付として取り扱います。

2) 送付先

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2
ランド・アクシス・タワー内
独立行政法人水資源機構 技術管理室契約企画課 あて

上記の送付先以外に申請書類を郵送された場合は受付できません。この場合、申請書類を転送又は返送することはありません。（破棄させていただきます。）

なお、必要となる申請書類を一式（「受付受理・不受理」通知用の葉書（必要となる切手を貼ったもの）を含む。）を封入し、封筒の表・左下に「令和5・6資格審査申請書在中」と朱書きし、書留郵便にて上記送付先へ1部郵送してください。

3) 「受付受理・不受理」通知用の葉書

申請にあたっては、「受付受理・不受理」通知用の葉書が必要となります。

葉書の表側に申請者の郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、必要な切手を貼ったうえで申請書類と共に2)の送付先に郵送してください。

「受付受理・不受理」通知用の葉書（表）

郵便はがき	
切手	□□□□-□□□□
○ ○ ○ 建設 株式会社 御中	○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ ○ ○ ○ ○

「受付受理・不受理」通知用の葉書（裏）

【建設工事】	
<input type="checkbox"/>	競争参加資格申請受理票 貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、確かに受理しましたので通知します。 なお、受付番号は下記の番号となります。
	受付番号 _____
<input type="checkbox"/>	資格認定の通知は機構HP掲載の有資格業者索引名簿を以って通知となりますのでHPをご覧ください。
<input type="checkbox"/>	競争参加資格申請不受理票 貴社から申請のあった競争参加資格審査申請書は、申請書類に不備、誤記があったため、受理できませでした。
	整理番号 _____
不受理事由	
<input type="checkbox"/>	総合評定値通知書の写し（不足・不備）
<input type="checkbox"/>	一般競争参加資格審査申請書（様式1）（不足・不備）
<input type="checkbox"/>	工事分割内訳表（不足・不備）
<input type="checkbox"/>	業態調書（不足・不備）
<input type="checkbox"/>	営業所一覧表（不足・不備）
<input type="checkbox"/>	納税証明書その3等（不足・不備）
<input type="checkbox"/>	二重申請
<input type="checkbox"/>	()
〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2 独立行政法人水資源機構 技術管理室契約企画課	

4) 受理等の確認方法

郵送された申請書類の記載内容等に誤記や不備等がない場合には、機構から上記3)の「受付受理・不受理」通知用の葉書に「受付受理」の内容を記載して送付します。また、申請書類に誤記や不

備等があった場合には、機構から「受付受理・不受理」通知用の葉書に「受付不受理」の内容を記載して送付します。この場合、郵送された申請書類は機構において破棄します。また、確認作業の都合により郵送には1ヶ月程度の時間を要しますので予めご了承ください（受付受理・不受理）通知用の葉書は、該当認定を行った後まとめて返送致します）。

※申請書類については、申請者において必ず写しを保管してください。

(3) 随時受付について

定時受付の期間以降は随時受付となります。この場合の申請書類の提出方法は、郵送方式により(2)2)の送付先へ郵送してください。また、随時受付の場合の競争参加資格の認定は、令和5年4月21日以降（詳細は、別途当機構ホームページで公表）の予定となります。令和5年4月1日付けの認定を希望される方は、「インターネット方式」により申請してください（インターネット方式では対応していないもの除く）。

(4) その他

- 1) 提出された申請書類については、一切修正することはできません。ただし、代表者の変更等「**5. 申請した事項の変更等の届出**」に掲げる事項について変更等があった場合を除きます。
- 2) 機構では、支社・局・事務所単位の登録は行っておりません。
- 3) 定時受付に当たっては、「インターネット方式」により申請してください（インターネット方式では対応していない申請を除く）。
- 4) 有資格業者としての認定の取り下げについては、何ら申請者の方の自由ですが、有効期間内に認定を取り下げた場合は、その有効期間内は、再度、申請書類を提出することは認められません。ただし、合併、譲渡、会社更生手続開始決定及び民事再生手続開始決定等に伴う資格の再認定による場合を除きます。

4. 資格認定の通知

定時受付の場合には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付後、令和5年3月末までに、機構において競争参加資格の審査を行い、令和5年4月1日から令和7年3月31日を資格の有効期間とする有資格業者として認定します。これらの手続きを経たうえで認定された一般競争（指名競争）参加資格は、機構ホームページへの掲載を以て通知とします（平成31・32年度の定時受付より、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の郵送による通知を廃止しました。）。

随時受付の場合も、定時受付と同様の手続きを経て認定された一般競争（指名競争）参加資格は、機構ホームページへの掲載を以て通知とします（平成31・32年度の定時受付より、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の郵送による通知を廃止しました。）この場合の有効期間は、機構ホームページへ掲載された日（認定日）から令和7年3月31日までとなります。

なお、掲載する機構ホームページのアドレスはこちらです。

有資格業者索引名簿

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506gyoshakensaku.html>

5. 申請した事項の変更等の届出

申請書類の郵送後もしくは認定を受けた後、次の場合に該当したときは、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」により変更等の届出をしてください。なお、届出先及び届出方法については、3(2)2)の送付先へ郵送してください。（※持参による受付は行いません。）

(1) 申請者又は競争参加資格があると認定された者が次に該当した場合

- 1) 死亡したとき
- 2) 法人が合併により消滅したとき
- 3) 法人が破産により解散したとき

- 4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
 - 5) 廃業したとき（一部廃業も含む。）
 - 6) 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき
- (2) 競争参加資格があると認定された者が、次の事項を変更したとき
- 1) 住所（郵便番号含む。）、電話番号及びFAX番号
 - 2) 商号又は名称（変更後の商号又は名称にはフリガナを付してください。）
 - 3) 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
 - 4) 営業所等（建設業の許可を有するものに限る。）の所在地、電話番号、FAX番号、及び営業所の新設又は廃止
 - 5) 建設業の許可又は登録等の状況（希望工種の追加や認定取下げがある場合で、定期更新は除く。）
 - 6) 経常建設共同企業体の代表会社の代表者名、住所、商号又は名称、電話番号及びFAX番号

※ 1)から6)までの事項に変更が生じた場合において、機構に届け出ないときは、競争参加資格の認定を取り消すことがあります。

(3) 変更の届出事項に係る添付書類

- 1) 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合
 - ・登記事項証明書の写し
- 2) 個人の住所及び氏名に係る変更の場合
 - ・住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本又は抄本の写し
- 3) 許可・登録等の状況に係る変更の場合
 - ・許可・登録等の証明書の写し
- 4) 営業所の所在地の変更、営業所の新設又は廃止の場合
 - ・営業所の建設業許可工事種別を証明するものの写し（建設業許可関係の変更届出書の写し等）
- 5) 経常建設共同企業体の代表会社の代表者名、住所、商号又は名称に係る変更の場合
 - ・履歴事項全部証明書の写し

上記1)から5)以外の変更の届出事項に係る添付書類は不要です。

※ 添付書類のうち官公署が行った証明書の写しについては、変更届を提出する日から3ヶ月前までのものを有効とします。

※ 受理票を希望する方は、封書（切手を貼り付けた返送先記入の封筒）と「変更届」のコピーを同封してください。

変更届様式

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届 (建設工事、測量等、物品製造等)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

行政書士等が代理人として申請する場合には必要事項を記載してください。	
申請代理人	申請代理人郵便番号
	申請代理人住所
	申請代理人氏名
	申請代理人電話番号
	申請代理人FAX番号

業 者 番 号 第 号
住 所 〒
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

記 載 要 領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 2 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約件名を記載してください。

※ 変更届は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会として申し合わせた統一様式であっても受け付けません。

※ 変更届は、ワープロソフトで作成したものであっても受け付けます。

※ 変更届の様式は、機構ホームページからダウンロードできます。

<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0506yoryo-yoshiki.html>

6. 外国事業者が申請する場合の提出書類

- (1) 申請者の住所については、本店の所在する国名及び所在地名を記載して下さい。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。
- (2) 提出する申請書類については、日本語で作成してください。
- (3) 申請書類の金額については、基準日における出納官吏事務規程出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

7. 合併等により設立された会社の資格審査

機構では、建設業における企業連携等の促進を図る為に合併と同等と見なし得る営業の全部譲渡等については、合併等の期日から資格審査申請書を提出する前年の末日までの期間が3年又は5年未満の場合に対して特例措置を実施しています。

※申請書類等については、機構本社技術管理室契約企画課（Tel 048-600-6534）まで、お問い合わせください。

8. 参加できる競争契約の範囲

有資格業者として認定された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録された工事の種類に係るものとなります。

9. 入札情報メールマガジンについて

当機構では、一般競争入札における入札公告に係る情報を、有資格業者名簿に登録されている方で、かつ配信登録を希望する事業者の皆様に対して、メールによりお知らせする方式を導入しています。

詳細は当機構ホームページに掲載しておりますので、是非、ご利用下さい。（費用は無料）

入札情報メールマガジン https://www.kk-liaison.co.jp/mailmg_wtr/c_index.php

第8 申請書類の作成等について

1. 資格審査申請上の注意事項

(1) 申請書類を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、申請書類を提出できません。

なお、建設業法第3条の規定に基づき許可を受けている場合でも、建設業法の建設工事の種類が機構の工事種別（12ページの「3. 工事種別」）に対応していない者や機構の工事種別に対応した建設業法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない者は、その工事種別の登録を希望することはできません。

- 1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2) 機構が発注した工事の請負契約において、過去2年以内に次の①から⑦までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - ⑥ 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
- 3) 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続きがなされて一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 5) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 6) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- 7) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者
- 8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(2) 提出に当たっての注意事項

- 1) 申請書類中の重要な事項について、虚偽の記載をしたり、又は重要な事実について記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、認定を取り消されることがあります。

- 2) 申請に際して使用する総合評定値通知書は申請する日の直前に受けたものであって、かつ、1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものを使用してください。また、申請をする日の1年7月前までの決算を審査基準日とする総合評定値通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものを使用してください。
また、申請書類の提出後、経営事項審査情報と提出された総合評定値通知書の写しの内容の照合を行います。仮に、照合内容が相違するような場合は、申請書類の受理を取り消すか、内容によっては1)の取扱いを行うことがあります。
- 3) 文字は、**楷書で明瞭**に書いてください。ゴム印を利用できる箇所はゴム印を使用しても差し支えありません。**(鉛筆書きは不可)**
- 4) 会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始の決定を受けた者は、更生・再生手続開始決定の日を審査基準日とした経営事項審査結果をもって、ヒアリング等の一連の手続きを受けた後、資格審査を受けることが可能となります。

2. 作成に当たっての基本的な注意事項

提出書類の作成に当たっては、各様式に定めがあるものを除き、**提出する「総合評定値通知書」の写しの内容(経営事項審査の審査基準日の状況)に基づいて記載**してください。なお、「1.(1)申請書類を提出できない方」に該当する場合は、申請書類を提出できません。

3. 工事種別

機構が発注する工事種別は、次の表のとおりとなります。また、この工事種別を希望するためには、当該工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を有しており、かつ経営事項審査を受けている必要があります。

機構における 工事の種類	発注工事内容（主な工事の例示）	必要となる建設業法の建設業の種類
土木一式工事	ダム、堰、用水路、道路等の土木工事	土木一式、とび・土工・コンクリート、解体
建築一式工事	ダム、堰、用水路等に係る管理所及び宿舍等の建築工事	建築一式
機械設備工事	ダム水門設備工事、河川用水門設備工事、ポンプ設備工事、ダム施工機械設備工事、ダム管理用機械設備工事	機械器具設置、鋼構造物
電気工事	通信施設、受変電設備を含む電気に関する一切の工事	電気、電気通信、鋼構造物
橋梁上部工事	鋼橋上部工事、PC橋上部工事（木橋工事は含まない）	土木一式、鋼構造物
舗装工事	アスファルト・コンクリート・ブロック舗装工事、路盤築造工事	舗装
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	しゅんせつ
グラウト工事	ボーリンググラウト工事	土木一式、とび・土工・コンクリート、解体
法面処理工事	緑化・法枠（モルタル吹付含む）・アンカー工事	土木一式、とび・土工・コンクリート
暖冷房・衛生設備工事	暖冷房・給排水設備工事、衛生・空気調和設備工事	管、熱絶縁、水道施設、消防施設、清掃施設
塗装工事	塗装工事	塗装
その他の工事	造園、流木処理、水路清掃、路面補修作業、除草、除雪、ガードレール・標識等の新設・補修、護岸水制補修、堤防天端補修、ジョイント補修、高欄補修等の工事、路面・側溝・道路付属物・トンネルの清掃作業等の補修、さく井工事その他上記のいずれにも属さない工事	建築一式、大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、防水、内装仕上、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、機械器具設置、造園、さく井、建具、解体

※「必要となる建設業法の建設業の種類」とは、経営事項審査を受けた建設業の種類のことを言います。
 ※建設工事（許可）の種類に2以上の種類が示されているものは、いずれか1種類について建設業の許可を有していれば、希望できます。

4. 提出書類

提出書類は次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1、様式1-2）
- (2) 総合評定値通知書の写し（A4版に縮小したもの）
- (3) 納税証明書の写し
- (4) 営業所一覧表（様式2）
- (5) 工事分割内訳表（様式3）
- (6) 業態調書（様式5）
- (7) 「受付受理・不受理」通知用葉書（表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、切手を貼ったもの）

※ 申請書類等は、正1部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。

※ 上記書類(3)の納税証明書の写しについては3ページ「第6 納税証明書」をご覧ください。

※ 上記書類(7)の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称又は商号）を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。（5ページ参照）

※ 次に該当する方は、記載した参照ページもご覧ください。

- 経常建設共同企業体 「第9 経常建設共同企業体の申請方法」22ページ
- 事業協同組合 「第10 事業協同組合の申請方法」29ページ
- 協業組合、企業組合 「第11 協業組合、企業組合の申請方法」33ページ

5. 申請書の記載方法

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1）

様式1-1

01	1: 新規	※02 受付番号	※03 業者コード	※ 申請者の規模	06 適格組合証明	平成・令和 年 月 日 第 号
	2: 更新	04 建設業許可番号	-			

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

令和5・6年度において、貴機構で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

07	本社(店)郵便番号	-	08	法人番号			
	フリガナ						
09	本社(店)住所						
	フリガナ						
10	商号又は名称						
11	役 職		12	フリガナ			
	フリガナ			担当者氏名			
	代表者氏名						
13	本社(店)電話番号		14	担当者電話番号			
				(内線番号)			
15	本社(店)FAX番号		16	メールアドレス			
17	電子入札用ICカードの登録番号						
	(18 代理申請時使用欄)						
18	申請代理人	申請代理人郵便番号	申請代理人電話番号				
		申請代理人住所	申請代理人FAX番号				
		申請代理人氏名					
19	外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)	20	営業年数	年
					21	総職員数(人)	

22	設立年月日(和暦)	23	みなし大企業
	明治 大正 年 月 日 昭和 平成 令和		<input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
			<ul style="list-style-type: none"> 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。(以下同じ)

- 「01 新規・更新」の欄は、機構に初めて申請する方は新規の文字に、過去に機構から競争参加資格の認定を受けたことがある方は更新の文字に「○」印を付してください。
- 「※02 受付番号」、「※03 業者コード」及び「※05 申請者の規模」の各欄は、記載する必要はありません。
- 「04 建設業許可番号」欄には、建設業の許可番号（8桁）を総合評定値通知書から転記してください。
- 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書を取得されている場合は、取得年月日及び番号を記載してください。
- 「07 本社（店）郵便番号」欄は、本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。
- フリガナの欄はカタカナで記載してください。また、都道府県名及び株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記載しないでください。
- 「08 法人番号」欄は、法人番号の指定をうけた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を入力してください。

- (8) 「09 本社(店)住所」欄での丁目、番地は、「- (ハイフン)」により省略して記載し、ビル名等は、記載しないでください。

(例)

サイタマシチュウオウクシントシン
埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 - 2

- (9) 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下記の略号を用いてください。(※該当がない場合は略号の記載の必要はありません。)

株式	有限	合資	合名	協同	協業	企業	経	個人	合	有
会社	会社	会社	会社	組	組	組	常		同	限
							J		責	責
							V		任	任
							甲		事	事
							型		業	業
(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(甲)	(個)	(合)	(責)
公益財団	公益社団	一般財団	一般社団	特例財団	特例社団					
法人	法人	法人	法人	法人	法人					
(公財)	(公社)	(一財)	(一社)	(特財)	(特社)					

(例)

ミズシゲン
(株) 水資源

- (10) 「11 役職」欄については、下記の役職名のうちから一つを選択して記載してください。なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。

・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員			
・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長	・その他

- (11) 「11 代表者氏名」欄及び「12 担当者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字分空けてください。

なお、「12 担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち申請書の内容を把握している方(当方からの、当該申請についての質問に答えられる方)の氏名を記載してください。

(例)

ミズシゲン タロウ
水資源 太郎

- (12) 「13 本社(店)電話番号」、「14 担当者電話番号」(必要があれば内線番号)及び「15 本社(店)FAX番号」の各欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。

※ 固定電話番号を記載してください。(携帯電話は不可)

(例)

0 4 8 - 6 0 0 - 6 5 0 0

- (13) 「16 メールアドレス」欄には、個人の方のメールアドレスでも構いませんが、当方からの業務上の連絡に対応でき得る(方の)メールアドレスを記載してください。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、空欄としてください。

(例)

mizushigen@tarou.ne.jp

※ 「大文字」、「小文字」、「-」、「_」、「.」等は明確に記載してください。

- (14) 「18 申請代理人」欄は、行政書士等が代理人として申請する場合に必要な事項を記載してください。
- (15) 「19 外資状況」欄には、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1、2、3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。
なお、「2 日本国籍会社（外資比率：100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- (16) 「20 営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数を記載してください。
[参考]
建設業法による建設業の許可又は登録を受けた日から審査基準日までの期間の年数（その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を記載してください。
なお、営業休止期間があるとき（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）は、その休止期間を控除した期間の年数（その年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。）を記載してください。
また、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った場合又は建設業を譲り受けた場合で、変更前又は譲り受け前にすでに建設業の許可又は登録を有していたことがあるときは、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点としてください。
- (17) 「21 総職員数（人）」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載してください。
- (18) 「22 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載し、該当の和暦に「○」を付してください。（個人については、記載を要しません。）
- (19) 「23 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れてください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-2）

様式1-2

※ 受付番号		※ 業者コード																													
24 完 成 工 事 高	① 競争参加資格区分	② 年間平均完成工事高 (千円)															③ 申請を希望する部局														
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	合													
	01	※ 土木一式工事	対角線																												
	02	建築一式工事																													
	03	※ 機械設備工事																													
	04	※ 電気工事																													
	05	※ 橋梁上部工事																													
	06	舗装工事																													
	07	しゅんせつ工事																													
	08	グラウト工事																													
	09	※ 法面処理工事																													
	10	暖冷房・衛生設備工事																													
	11	※ 塗装工事																													
	12	※ その他の工事																													
	13																														
	14																														
	15																														
	16																														
17																															
	その他																														
	合計																														

(注1) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

(注2) ※印の表示がある工事の競争参加資格を希望する場合は業態調書(様式5)に必要事項を記載すること。

(20) 「24 完成工事高」の各欄については、12 ページ「3. 工事種別」を参照し、次の点に注意して記載してください。

なお、希望することができる工種区分は、当該工種区分に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を有しており、かつ経営事項審査を受けているものに限られます。

- 1) 「②年間平均完成工事高」欄には、希望する工種区分ごとに年間平均完成工事高(消費税は除きます)を千円単位で記載してください。
※総合評定値通知書の完成工事高の2年ないし3年平均の欄から金額を拾うこと。
- 2) 総合評定値通知書の建設工事の種類欄のその他については、「24 完成工事高」のその他に記載してください。
- 3) 実績がない工種区分を希望する場合には、「②年間平均完成工事高」欄に「0」を記載してください。
※ 当該希望工事種別において年間平均完成工事高が「0」であっても、当該希望工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を有しており、かつ経営事項審査を受けていれば希望することができます。
- 4) 「その他」の欄は、希望する工種区分以外の工事の年間平均完成工事高を記載してください。
- 5) 「合計」の欄は、希望する工種区分の年間平均完成工事高及び「その他」の年間平均完成工事高の合計を記載してください。
- 6) 「総合評定値通知書」に記載されている一つの年間平均完成工事高を、幾つかの登録を希望する工種区分に分割して申請する場合。又は、「総合評定値通知書」に記載されている幾つかの年間平均完成工事高を、登録を希望する一つの工種区分に合算して申請する場合には、「工事分割内訳表」を提出してください。

工事分割内訳表（様式3）

様式3

※受付番号

※業者コード

工事分割内訳表

(単位:千円)

競争参加資格希望 工種区分 建設業法上の建設工事	① 土木一式 工事	② 建築一式 工事	③ 機械設備 工事	④ 電気工事	⑤ 橋梁上部 工事	⑥ 舗装工事	⑦ しゅんせつ 工事	⑧ グラウト 工事	⑨ 法面処理 工事	⑩ 暖冷房・衛 生設備工事	⑪ 塗装工事	⑫ その他の 工事	※2合 計
01 土木一式	-	-	-	-	*1	-	-	-	-	-	-	-	-
02 建築一式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
03 大工	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
04 左官	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
05 とび・土工・コンクリート	-	-	-	-	-	-	-	-	*2	-	-	-	-
06 石	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
07 屋根	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
08 電気	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
09 管	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 タイル・れんが・ブロック	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 鋼構造物	-	-	-	-	*3	-	-	-	-	-	-	-	-
12 鉄筋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 舗装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 しゅんせつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 板金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 ガラス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 塗装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 防水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 内装仕上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 機械器具設置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 熱絶縁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 電気通信	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23 造園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24 さく井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25 建具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26 水道施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27 消防施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28 清掃施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29 解体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計													

記載要領

- 1 本表は総合評定値通知書に記載されている工事種別ごとの年間平均完成工事高を、当機構の定める「競争参加資格希望工種区分」に分割ししくは合算して申請する場合に作成すること。
- 2 右側「※2合計」の各合計数値は、経営事項審査における建設工事の種別ごとの年間平均完成工事高と同一であること。
- 3 「建設業法上の建設工事」の種別には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種別に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工種区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工種区分」を記載すること。
- 4 「※1」の表示がある箇所には、総合評定値通知書に記載されている「プレストレストコンクリート」の値を、「※2」の表示がある箇所には、総合評定値通知書に記載されている「法面処理」の値を、「※3」の表示がある箇所には、総合評定値通知書に記載されている「鋼橋上部」の値を記載すること。

6. 業態調書について

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-2）の「24 完成工事高」にて、「土木一式工事」、「橋梁上部工事」、「法面処理工事」、「機械設備工事」、「電気工事」、「塗装工事」又は「その他の工事」を希望工種とした場合には、該当する工事の細別工種について記載してください。

また、「有資格技術職員内訳」については、様式に記載されている資格に該当する者について、それぞれの資格別に人数を記載してください。様式に記載されている資格以外に該当する者については、記載しないでください。

業態調書（様式5）

業 態 調 書

※受付番号 ※業者番号

表-1(土木一式工事)

細別工種	記入
【1】ダム・堰工事	
【2】水路工事	
【3】河川工事	
【4】シールド工事	
【5】トンネル工事	
【6】道路新設・改良工事	
【7】道路維持工事	
【8】橋梁下部工事	
【9】地すべり対策工事	
【10】深礎工事	
【11】杭打工事	

表-2(橋梁上部工事)

細別工種	記入
【12】鋼橋	
【13】PC橋	
【14】PC以外のコンクリート橋	

表-6(塗装工事)

細別工種	工事の具体例	記入
【28】橋梁塗装・水門扉塗装工事		
【29】建物塗装工事		
【30】区画線工事		
【31】電気防食工事	流電陽極法、外部電源法の電気防食工事	
【32】その他一般塗装工事	鉄塔等、その他上記のいずれにも属さない塗装工事	

表-3(法面処理工事)

細別工種	記入
【15】緑化工事	
【16】法切工事	
【17】アンカー工事	

※表-1～3並びに表-6、表-7については、「24」の④で「土木一式工事」、「橋梁上部工事」、「法面処理工事」、「塗装工事」又は「その他の工事」を選択した場合は各希望する細別工種に「1」を記入して下さい。

表-4(機械設備工事)

細別工種	工事の具体例	記入
【18】ダム水門設備工事	ダム用放流設備等の工事	
【19】河川用水門設備工事	河川用水門設備工事	
【20】ポンプ設備工事	揚排水ポンプ設備等の工事	
【21】ダム施工機械設備工事	骨材製造設備、コンクリート生産設備、骨材貯蔵・搬送設備、コンクリート打設設備、コンクリート冷却設備、コンクリート運搬設備、渾水処理設備等の工事	
【22】ダム管理用機械設備工事	昇降設備、係船設備等の工事	

※表-4については「24」の④で「機械設備工事」を選択した場合は【18】から【22】の希望する細別工種に希望順位を記入して下さい。

※表-5については「24」の④で「電気工事」を選択した場合は希望する細別工種に「1」を、また、【24】、【26】及び【27】のうち当該設備を自ら製作する場合には「2」を記入して下さい。なお、自ら製作し、自ら全体を設計の上、主たる部分を製作し、かつ、全体の品質管理・検査を行うこととする。

表-5(電気工事)

細別工種	工事の具体例	記入
【23】一般電気工事	配電設備（動力・照明配線）、低圧受配電設備、照明設備（トンネル、道路、ダム堤体等）等の工事	
【24】受変電設備工事	特別高圧受変電設備、高圧受変電設備、運転操作設備、発電設備、直流電源設備、無停電電源設備、その他の電源設備等の工事	
【25】一般電気通信工事	光ケーブル配線、LAN配線、通信制御ケーブル配線、電話線配線（機器を含まない）、通信用鉄線、反射板等の工事	
【26】通信設備工事	多重無線設備、移動無線設備、テレメータ設備、デジタル端末局設備、多重リモコン、回線監視制御設備、自動電話交換設備等の工事	
【27】監視制御設備工事	ダム・発電管理用制御設備、水質管理用制御設備、遠方監視制御設備（テレメータ・テレカメラ）、情報処理設備（ダム誘致、河川誘致）、放流警報装置、光伝送設備、情報伝送設備、放流警報表示設備、電話伝送通信設備、OCTV設備、トンネル非常警報設備、計測設備（水位、流量、水質、地震等）等の工事	

有資格技術職員内訳

種別	細別・種別	人数	
施	建設機械施工技士	一級	
		二級	
工	土木施工管理技士	一級	
		二級	
管	建築施工管理技士	一級	
		二級	
技	電気工事施工管理技士	一級	
		二級	
管	管工事施工管理技士	一級	
		二級	
士	造園施工管理技士	一級	
		二級	
建	建築士	一級建築士	
		二級建築士	
士	等	建築設備資格者	
		登録基幹技術者講習修了証所持者数	
等		監理技術者資格者講習所持者数	
		ダム工事総括監理技術者数	

技術部門	選 択 科 目	人数	
技	建設	鋼構造及びコンクリート	
		その他	
		農業	農業土木
術	電気		
	電子		
	機械	流体工学又は熱工学	
士	上下水道	その他	
	森林	林業	
	衛生工学	森林土木	
		水質管理	
		廃棄物管理	
		その他	

- (1) 表-1（土木一式工事）
「24 完成工事高」において、「土木一式工事」を希望工種とした場合は【1】から【11】までの細別工種のうち希望するものに「1」を記載してください。（複数選択可）
- (2) 表-2（橋梁上部工事）
「24 完成工事高」において、「橋梁上部工事」を希望工種とした場合は【12】から【14】までの細別工種のうち希望するものに「1」を記載してください。（複数選択可）
- (3) 表-3（法面処理工事）
「24 完成工事高」において、「法面処理工事」を希望工種とした場合は【15】から【17】までの細別工種のうち希望するものに「1」を記載してください。（複数選択可）
- (4) 表-4（機械設備工事）
「24 完成工事高」において、「機械設備工事」を希望工種とした場合は【18】から【22】までの細別工種のうち希望する順位を記載してください。

- (5) 表－5（電気工事）
「24 完成工事高」において、「電気工事」を希望工種とした場合は【23】から【27】までの細別工種のうち希望するものに「1」を、また、【24】、【26】及び【27】のうち当該設備を自ら製作するものには「2」を記載してください。（複数選択可）
なお、自ら製作とは、自ら全体を設計の上、主たる部分を製作し、かつ、全体の品質管理・検査を行うことをいいます。
- (6) 表－6（塗装工事）
「24 完成工事高」において、「塗装工事」を希望工種とした場合は【28】から【32】までの細別工種のうち希望するものに「1」を記載してください。（複数選択可）
- (7) 表－7（その他の工事）
「24 完成工事高」において、「その他の工事」を希望工種とした場合には【33】から【40】までの細別工種のうち希望するものに「1」を記載してください。（複数選択可）
- (8) 「有資格技術職員内訳」は、様式に記載されている資格に該当する者について、それぞれの資格別に人数を記載してください。なお、1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できますが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同資格を有している者等は、1級（上位の級）の欄のみに計上してください。
- (9) 「登録基幹技能者講習修了証所持者数」については、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいい、労務者又はこれに準ずるものを除き、建設業に従事する者に限るものとする。
- (10) 「監理技術者資格者証所持者数」は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者の人数を記載してください。
※平成18年4月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けている者。
- (11) 「ダム工事総括監理技術者数」については、（財）日本ダム協会にて実施する認定試験に合格した者の人数を記載してください。

7. 営業所一覧表について

営業所一覧表（様式2）

様式2

※受付番号		※業者コード		営業所一覧表																					
番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号（上段）	建設業許可業種（上段）																				
				FAX番号（下段）	営業区域（下段）																				
					土木	大気	と	び	風	電	望	り	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類

記載要領

- 1 本表は、申請日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載すること。この場合においては、市外局番、市内局番及び番号を、「-（ハイフン）」で区切り記載すること。
- 4 「建設業許可業種」（上段）の欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すること。
- 5 「営業区域」（下段）の欄には何も記載しないでください。

(1) **本表は、申請日現在で作成してください。**記載事項が1枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き延長して記載してください。

(2) 記載にあたっては、次の点に注意して記載してください。

1) 「番号」の欄には、1から連番を記載してください。

2) 「営業所名称」の欄には、**経営事項審査を受けた建設業許可業種を有している**本店、支店又は営業所の名称を記載（商号又は名称を省き支店又は営業所名のみを記載）してください。その際、登記簿上の本店の名称を最初に記載してください。

(例) (株)水資源の東京支店の場合
営業所名称の欄には、「東京支店」のみ記載してください。

3) 「所在地」の欄には、営業所の所在地を上段から左詰で**都道府県名から記載してください。**また、丁目、番地は「-（ハイフン）」により省略して記載してください。
※ ビル名は記載しないでください。

4) 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載してください。この場合においては、市外局番、市内局番及び番号を、「-（ハイフン）」で区切り記載してください。

5) 「建設業許可業種」（上段）の欄には、「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する**経営事項審査を受けた建設業許可業種**の欄に「○」印を付してください。
※ 建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には「○」印を付さないでください。

6) 「営業区域」（下段）の欄は、何も記載しないでください。

第9 経常建設共同企業体の申請方法

1. 申請に当たっての注意事項

経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成するものです。

(1) 共同企業体の構成員の条件

共同企業体の構成員の組合せは、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

- 1) 資本金の額もしくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1500人以下の会社もしくは個人
- 2) 等級区分のある希望工事種別に登録を申請する場合にあっては、同一の等級または直近の等級に認定された有資格業者またはこれと同等と認められる者
- 3) 10ページ「(1)申請書類を提出できない方」に該当しない者

(2) 単体企業と共同企業体の同時登録の禁止

平成19・20年度の定時受付より同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする共同企業体との同時登録が出来なくなりました。

ただし、共同企業体として登録を希望する工事種別においては、当該共同企業体の構成員が単体企業としての認定を受けている事が必要となりますので、共同企業体として登録を希望する場合には、(1)の条件を満たしている場合に限り、単体企業としての認定を取り下げる旨を明らかにしたうえで申請することになります。

具体的には、単体企業と当該企業を構成員とする共同企業体を同時に登録する場合は、共同企業体の申請書の余白部分に「経常建設共同企業体として認定を受けた工事種別については、単体企業として認定を受けている当該工事種別についての認定を取り下げるものとします。」と記載するものとします。

また、単体企業として認定を受けた後、共同企業体の申請を行う場合は当該工事種別について、認定を取り下げる旨の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」を添付するものとします。

(3) 加算調整の廃止

平成19・20年度の定時受付より、従来までの客観点数及び主観点数に対しての10%の加算調整が、一部の場をを除き廃止となりました。

具体的には、合併計画を明らかにした書面（次回の定時の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの）を提出した場合に限り、有資格業者として認定を受けた日から令和5・6年度の競争参加資格の有効期限までの間、10%の加算調整を行います。

なお、次回の定時の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結していない場合には、次回以降の競争参加資格の認定において、加算調整を行わないものとします。

加算調整の適用を受けた共同企業体の構成員が、次回の定時の競争参加資格の認定の時より前に解散した場合等により、組合せを変更し新たな共同企業体を申請した場合には、当該共同企業体に対しては、競争参加資格の認定において、加算調整は行わないものとします。

ただし、2社により構成される共同企業体のうち、1社が倒産した場合等やむを得ないと認められる場合により解散した場合を除きます。

(4) 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内です。

(5) 共同企業体として登録ができるのは、甲型の共同企業体1つのみです。

(6) 事業協同組合、協業組合及び企業組合は、機構の発注する工事では共同企業体の構成員となることはできません。

(7) 上記(1)から(6)にかかる注意事項の外、10ページ「1. 資格審査申請上の注意事項」についても

ご注意ください。

2. 提出書類

提出書類は次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1、様式1-2）
 - (2) 総合評定値通知書の写し（各構成員分をA4版に縮小したもの）
 - (3) 納税証明書の写し（各構成員分）
 - (4) 営業所一覧表（様式2）
 - (5) 工事分割内訳書（様式3）
 - (6) 経常建設共同企業体協定書（甲）の写し
 - (7) 共同企業体等調書（様式4-1）
 - (8) 業態調書（様式5）
 - (9) 合併計画を明らかにした書面
 - (10) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）
 - (11) 「受付受理・不受理」通知用葉書（表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、必要な切手を貼ったもの）
- ※ 申請書類等は、正1部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。
- ※ 上記書類(3)の納税証明書の写しについては3ページ「第6 納税証明書」をご覧ください。
- ※ 上記書類(9)の合併計画を明らかにした書面（28ページ記載例参照）については、客観点数及び主観点数に対しての10%の加算調整を希望する場合に限り必要になります。
- ※ 上記書類(10)の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）については、単体有資格業者として「認定通知書」を受け取っている方で、後日、経常建設共同企業体の申請を行う場合に限り必要になります。なお、変更届には、経常建設共同企業体として認定を受けようとする工事種別を取り下げる旨を記載してください。
- ※ 上記書類(11)の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称又は商号）を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。（5ページ参照）

3. 申請書類の提出方式

申請書類の提出方式については4ページ「第7 登録申請の手順」をご覧ください。

- ※ 「インターネット方式」では、経常建設共同企業体として申請書類を提出できません。「郵送方式」で提出してください。

4. 申請書の記載方法

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1）の右上の空白箇所に、共同企業体の代表者をはじめに各構成員の商号又は名称及び建設業許可番号並びに共同企業体の出資比率を記載してください。また、単体企業と共同企業体を同時申請する場合には、単体企業として認定を受けている工事種別について認定を取り下げる旨を記載してください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1）

様式 1-1

01	1:新規 2:更新	※02 受付番号	※03 業者コード	※04 建設業許可番号	※申請者 05 の規模	06 適格組合証明 第	平成・令和 年 月 日 号
----	--------------	----------	-----------	-------------	----------------	----------------	------------------

一般競争（指名競争）参加資格審査（建設工事）

令和5・6年度において、貴機構で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日
 独立行政法人水資源機構 理事長 殿

「経常建設共同企業体として認定を受けた工事種別については、単体企業として認定を受けている当該工事種別については、認定を取り下げるものとします。」

(株)〇〇〇 〇〇-〇〇〇〇〇〇 〇〇%
 〇〇組(株) 〇〇-〇〇〇〇〇〇 〇〇%

07 本社(店)郵便番号

フリガナ

09 本社(店)住所

フリガナ

10 商号又は名称

11 役 職

フリガナ

代表者氏名

12 フリガナ

担当者氏名

13 本社(店)電話番号

14 担当者電話番号

(内線番号)

15 本社(店)FAX番号

16 メールアドレス

17 電子入札用ICカードの登録番号

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人

申請代理人郵便番号

申請代理人住所

申請代理人氏名

19 外 資 状 況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: %)	[国名:] (外資比率: %)
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	---------------------

20 営 業 年 数 年

21 総職員数(人)

22 設立年月日(和暦)

明治 大正 年 月 日
 昭和 平成
 令和

23 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。(以下同じ)

※申請書上「本社（店）」とある箇所は、「代表構成員」と読み替えて記載してください。

- 「01 新規・更新」の欄は、機構に共同企業体として初めて申請する方は新規の文字に、過去に機構から共同企業体としての競争参加資格の認定を受けたことがある方は更新の文字に「○」印を付してください。
- 「※02 受付番号」、「※03 業者コード」及び「※05 申請者の規模」の各欄は、記載する必要はありません。
- 「04 建設業許可番号」欄は、建設業の許可番号（8桁）を総合評定値通知書から転記してください。
- 「06 適格組合証明」欄は、記載する必要はありません。
- 「07 本社（店）郵便番号」欄は、申請する共同企業体の代表会社の本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。

- (6) フリガナの欄はカタカナで記載してください。
また、都道府県名及び共同企業体の種類を表す文字については、フリガナを記載しないでください。
- (7) 「08 法人番号」欄は、法人番号の指定をうけた者について、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を入力してください。
- (8) 「09 本社(店)住所」欄は、申請する共同企業体の代表会社の本社(店)の住所を記載してください。この際に、丁目、番地は、「- (ハイフン)」により省略して記載し、ビル名等は、記載しないでください。

(例)

サイタマシチュウオウクシントシン
埼玉県さいたま市中央区新都心11-2

- (9) 「10 商号又は名称」欄には、共同企業体の名称を記載してください。
なお、共同企業体の種類を表す文字については、下記表の略号を用いてください。ただし、略号にフリガナは不要です。

種 類	経 常 J V 甲 型
略 号	(甲)

(例)

ミズシゲン
水資源 (甲)

- (10) 「11 役職」欄については、「代表者」と記載(フリガナは不要)してください。
「11 代表者氏名」欄には、申請する共同企業体の代表会社の代表者氏名(個人名)を記載してください。
また、「11 代表者氏名」及び「12 担当者氏名」の氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字分空けてください。さらに、「12 担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち申請書の内容を把握している方(当方からの、当該申請についての質問に答えられる方)の氏名を記載してください。

(例)

ミズシゲン タロウ
水資源 太郎

- (11) 「13 本社(店)電話番号」、「13 担当者電話番号」(必要があれば内線番号)及び「14 本社(店)FAX番号」の各欄は、申請する共同企業体の代表会社の本社(店)の番号を記載してください。なお、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないでください。
※ 固定電話番号を記載してください。(携帯電話は不可)

(例)

048-600-6500

- (12) 「16 メールアドレス」欄には、個人の方のメールアドレスでも構いませんが、共同企業体の代表会社において、当方からの業務上の連絡に対応でき得る(方の)アドレスを記載してください。
なお、メールアドレスを持っていない場合は、空欄としてください。

(例)

mizushigen@tarou.ne.jp

※ 「大文字」、「小文字」、「-」、「_」、「.」等は明確に記載してください。

- (13) 「18 申請代理人」欄は、行政書士等が代理人として申請する場合に必要な事項を記載してください。

- (14) 「19 外資状況」欄には、記載する必要はありません。
- (15) 「20 営業年数」欄には、各構成員の申請日の直近の総合評点値通知書における営業年数の平均年数（1年未満切捨て）を記載してください。
- (16) 「21 総職員数（人）」欄には、各構成員の総職員数（申請日の直近の総合評点値通知書に記載されている審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数）を合計した数を記載してください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-2）

様式1-2

※ 受付番号		※ 業者コード																
24	① 競争参加資格区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	③ 申請を希望する部局															
			01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	合計
			01	※ 土木一式工事														
			02	※ 建築一式工事														
			03	※ 機械設備工事														
			04	※ 電気工事														
			05	※ 橋梁上部工事														
			06	舗装工事														
			07	しゅんせつ工事														
			08	グラウト工事														
			09	※ 法面処理工事														
			10	暖冷房・衛生設備工事														
			11	※ 塗装工事														
			12	※ その他の工事														
			13															
			14															
			15															
			16															
17																		
その他																		
合計																		

(注1) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

(注2) ※印の表示がある工事の競争参加資格を希望する場合は業態調書(様式5)に必要事項を記載すること。

- (17) 「24 完成工事高」の各欄については17ページ「(20)」を参照のうえ共同企業体として登録を希望する工種区分ごとに、各構成員の年間平均完成工事高を合計した金額を記載してください。ただし、登録を希望する工種については、全ての構成員が対応する建設業法の工事について、経営事項審査を受けていなければなりません。

5. 工事分割内訳表について（様式3）

建設業許可工事種別を分割又は合算する場合は、17ページ「(20)6)」を参照して記載してください。

6. 共同企業体等調書（その1）について（様式4-1）

共同企業体等調書（その1）（様式4-1）

様式 4-1
 受発行番号 _____ ※業者コード _____

共同企業体等調書（その1）

建設工事の種類	1 級					調 査 員 数					2 級					そ の 他					合 計	評 点 (Z)	
	①	②	③	④	⑤or計	①	②	③	④	⑤or計	①	②	③	④	⑤or計	①	②	③	④	⑤or計			
01 土木一式																							
02 建築一式																							
03 木工																							
04 配管																							
05 とび・土工・コンクリート																							
06 石																							
07 屋根																							
08 電気																							
09 電																							
10 タイル・れんが・ブロック																							
11 鋼構造物																							
12 鉄筋																							
13 舗装																							
14 しゅんせつ																							
15 鋸金																							
16 ガラス																							
17 塗装																							
18 防水																							
19 内装仕上																							
20 機械器具設置																							
21 熱絶縁																							
22 電気通信																							
23 遮断																							
24 さく井																							
25 煙突																							
26 水道施設																							
27 排水施設																							
28 浄水施設																							
29 解体																							
合 計																							

年間平均完成工事高(千円)	区 分	①	②	③	④	⑤	⑥or計	※数値	※点数	※合計	※評点(XZ)
	自己資本額										
	利益額										
	経営状況								※評点(Y)		
	その他の評価項目								※評点(W)		

- (1) 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、1級、講習受講、監理補佐、基幹、2級及びその他の「①」から順にそれぞれ各構成員ごとに転記し、それぞれの合計を「⑥or計」欄に記載してください。なお、代表者は、必ず「①」の欄に記載してください。
- (2) 「年間平均完成工事高」欄には、「24 完成工事高 ②年間平均完成工事高」欄において記載した合計金額を転記してください。
- (3) 「自己資本額」及び「利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」に記載されている数値を、自己資本額については上段に、利益額については下段にそれぞれ上記(1)と同様の要領により転記してください
- (4) 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」の「評点(Y)」欄に記載されている点数を上記(1)と同様の要領により転記してください。
- (5) 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」の「評点(W)」欄に記載されている点数を上記(1)と同様の要領により転記してください。

7. 業態調書について（様式5）

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-2）の「24 完成工事高」にて、「土木一式工事」、「橋梁上部工事」、「法面処理工事」、「機械設備工事」、「電気工事」、「塗装工事」又は「その他の工事」を希望工種とした場合には、該当する工事の細別工種について記載してください。
 なお、詳細については、19ページ「6. 業態調書について」を参照して記載してください。

8. 営業所一覧表について（様式2）

共同企業体としての連絡先を記載してください。また、各構成員の営業所等を記載する場合は、経営事項審査を受けた建設業許可を有している営業所等を記載してください。
 なお、詳細については、21ページ「7. 営業所一覧表について」を参照して記載してください。

9. 経常建設共同企業体協定書について

別添の「経常建設共同企業体協定書（甲）」を参考に作成し、各構成員が押印後、写しを1部提出してください。

経常建設共同企業体（甲）とは、一つの工事について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、資金、人員、機械等を拠出して、各構成員が共同施工する方式であり、利益も出資比率に応じて分配されます。また、最小出資比率の割合は、下表のとおりです。

2社の場合	3社の場合
30%	20%

※ 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内となっています。（20ページ参照）

10. 合併計画を明らかにした書面について

客観点数及び主観点数に対しての10%の加算調整を希望する場合は、次回の定時の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載された書面で、構成員の会社及び代表者名を記載したものに代表者印を押印した書面（任意様式）を提出してください。

（記載例）

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

商号又は名称
代表者の役職 氏 名 印
商号又は名称
代表者の役職 氏 名 印

合併の計画について

下記のとおり合併する計画をしておりますので、お知らせします。

記

- 1 合併の方法
（合併形態、存続及び消滅会社名等を記載）
- 2 合併の目的・理由
- 3 合併の計画
（内容及び合併契約締結予定日等を記載）

第 10 事業協同組合の申請方法

1. 資格審査申請上の注意事項

事業協同組合の一般的な資格審査申請上の注意事項は、10 ページ「1. 資格審査申請上の注意事項」をご覧ください。

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため特例計算が定められています。この特例は、事業協同組合から特例扱いの申し出がある場合に限り適用することになっておりますので、特例扱いを希望される方は、29 ページ「5. 事業協同組合の特例扱いを希望する場合」をご覧ください。

なお、事業協同組合は、機構の発注する工事では共同企業体の構成員になることはできませんので予めご注意ください。

2. 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望しない場合は、次の提出書類を提出してください。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1-1、様式 1-2）
- (2) 総合評定値通知書の写し（A4 版に縮小したもの）
- (3) 納税証明書の写し
- (4) 営業所一覧表（様式 2）
- (5) 工事分割内訳表（様式 3）
- (6) 業態調書（様式 5）
- (7) 組合員名簿
- (8) 「受付受理・不受理」通知用葉書（表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、切手を貼ったもの）

※ 申請書類等は、正 1 部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。

※ 上記書類 (3) の納税証明書の写しについては 3 ページ「第 6 納税証明書」をご覧ください。

※ 上記書類 (7) の組合員名簿についての様式の定めはありませんが、組合員の名称又は商号、住所及び電話番号は必ず記載してください。

※ 上記書類 (8) の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称又は商号）を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。（5 ページ参照）

3. 申請書類の提出方式

申請書類の提出方式については 4 ページ「第 7 登録申請の手順」をご覧ください。

4. 申請書の記載方法

申請書の記載方法については、14 ページ「5. 申請書の記載方法」を参照してください。なお、記載する内容は事業協同組合自体のものとしてください。

5. 事業協同組合の特例扱いを希望する場合

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため特例計算が定められています。この特例は、中

小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合で建設業法第 3 条による許可を有しており、かつ経営事項審査を受け、更に中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

また、特例扱いは、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工事種別についてのみ行います。

なお、インターネット方式で申請された場合は、特例扱いを希望することができませんのでご注意ください。

(1) 審査対象者について

事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、事業協同組合自体の経営内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大 10 社（審査対象者の数は 10 社を超えることはできません。）の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。ただし、審査対象者は次の要件を満たしていることが必要です。

- 1) 当該組合の組合員であること。
- 2) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- 3) 当該希望工種区分に属する工事を施工することについて建設業法第 3 条の規定による許可を有し、かつ経営事項審査を受けている者であること。
- 4) 10 ページ「(1)申請書類を提出できない方」に該当しない者であること

(2) 提出書類について

- 1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式 1-1、様式 1-2）
- 2) 総合評定値通知書の写し（各審査対象者分を A 4 版に縮小したもの）
- 3) 納税証明書の写し（各審査対象者分）
- 4) 営業所一覧表（様式 2）
- 5) 工事分割内訳表（様式 3）
- 6) 共同企業体等調書（様式 4-1 及び必要があれば様式 4-2）
- 7) 業態調書（様式 5）
- 8) 官公需適格組合の証明書の写し
- 9) 役員名簿
- 10) 組合員名簿
- 11) 各審査対象者の希望工種毎の完成工事高表
- 12) 「受付受理・不受理」通知用葉書（表に郵便番号、住所及び名称又は商号を記載し、必要な切手を貼ったもの）

※ 申請書類等は、正 1 部をクリップで綴じて（ファイルに綴じる必要はありません。）提出してください。

※ 上記書類 3) の納税証明書の写しについては 3 ページ「第 6 納税証明書」をご覧ください。

※ 上記書類 9) の役員名簿及び 10) の組合員名簿については、様式の定めはありません。

※ 上記書類 10) の組合員名簿については、組合員の名称又は商号、住所及び電話番号を必ず記載してください。

※ 上記書類 12) の「受付受理・不受理」通知用葉書には表に返信先（郵便番号、住所及び名称及

び商号)を記載し、切手を貼ったうえで他の申請書類とともに書留郵便にて提出してください。
(5ページ参照)

(3) 申請書類の提出方式

申請書類の提出方式については4ページ「第7 登録申請の手順」をご覧ください。

※ 事業協同組合の特例扱いを希望する場合は、「インターネット方式」では申請書類を提出することはできません。「郵送方式」により提出してください。

(4) 申請書の記載方法

申請書の記載方法については、次に記載された内容以外の事項については14ページ「5. 申請書の記載方法」を参照してください。なお、14ページ「5. 申請書の記載方法」と異なる箇所については、以下を参考にしてください。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1-1）

様式1-1

01	1:新規 2:更新	※02受付番号	※03業者コード	※申請者の規模	06 適格組合証明	平成・令和 年 月 日
----	--------------	---------	----------	---------	-----------	-------------

一般競争（指名競争）参加

特例扱いを希望する場合は、ここへ、特例扱いを希望する旨及び、その希望工事種別を朱書きしてください。

(建設工事)

令和5・6年度において、貴機構で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

特例計算を希望します。

令和 年 月 日

土木一式工事
 建築一式工事

独立行政法人水資源機構 理事長 殿

07	本社(店)郵便番号	-	08	法人番号
	フリガナ			
09	本社(店)住所			
	フリガナ			
10	商号又は名称			
11	役職		12	フリガナ
	フリガナ			担当者氏名
	代表者氏名			
13	本社(店)電話番号		14	担当者電話番号
				(内線番号)
15	本社(店)FAX番号		16	メールアドレス
17	電子入札用ICカードの登録番号			
(18 代理申請時使用欄)				
18	申請代理人	申請代理人郵便番号	申請代理人住所	申請代理人電話番号
		申請代理人氏名		申請代理人FAX番号
19	外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %)
				20 営業年数 年
				21 総職員数(人)

22	設立年月日(和暦)	23	みなし大企業
	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
			<ul style="list-style-type: none"> 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。(以下同じ)

- 1) 一般競争（指名競争）資格審査申請書（様式1-1）の右上の余白に、特例扱いを希望する旨及びその希望工事種別を朱書きしてください。
- 2) 一般競争（指名競争）資格審査申請書（様式1-2）の「24 完成工事高」欄は、事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額を記載してください。
- 3) 共同企業体等調書（様式4-1及び様式4-2）の記載については、27ページ「6. 共同企業体等調書（その1）について（様式4-1）」を参考にしてください。また、審査対象者が6社以上になる場合は、共同企業体等調書（その1）（様式4-1）及び共同企業体等調書（その2）（様式4-2）を使用してください。なお、記載する数値については、事業協同組合及び各審査対象者ごとの総合評定値通知書に記載されている数値を転記してください。
- 4) 業態調書（様式5）の「有資格技術職員内訳」は、事業協同組合及び各資格審査対象者の有資格技術職員の数を合計した人数を記載してください。
- 5) (2)の9)から11)については、任意の様式で差し支えありません。
- 6) (2)11)の様式については次を参考に作成し、提出してください。

(例)

(単位:千円)

審査対象者	希望工種名		合計
	土木一式工事	建築一式工事	
〇〇事業協同組合	200,000	653,000	853,000
(株)◇◇組	350,000	2,000,000	2,350,000
(株)△△△工務店	1,200,000		1,200,000
☆☆建設(有)		300,000	300,000
××興業(株)	23,300	700,000	723,300
合計	1,773,300	3,653,000	5,426,300

- ※ 希望工種名欄の金額は、総合評定値通知書の年間平均完成工事高を記載してください。
※ 審査対象者は事業協同組合に加えて、組合員である建設業者のうち最大10者までとなります。

第11 協業組合・企業組合の申請方法

協業組合とは、「中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）」に基づき設立され、企業組合とは、「中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）」に基づき設立されたものをいいます。

機構においては、協業組合及び企業組合（以下「協業組合等」という。）にあっては、客観点数及び主観点数についてそれぞれ10%加算することができることとしています。

1. 提出書類

協業組合等の提出書類は、13ページ「4. 提出書類」と同様です。

2. 申請書類の提出方式

申請書類の提出方式は、4ページ「第7 登録申請の手順」をご覧ください。

3. 作成に当たっての注意事項

申請書の記載方法については、14ページ「5. 申請書の記載方法」を参照してください。なお、記載する内容は協業組合等自体のものとしてください。

〇〇〇〇經常建設共同企業体協定書（甲）

〇〇〇〇甲型經常 J V

〇〇建設株式会社

□□建設株式会社

〇〇〇〇経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 この共同企業体は、独立行政法人水資源機構の発注に係る建設工事（以下「建設工事」という。）を共同連帯して請け負うことを目的とする。

（名称）

第2条 この共同企業体は、〇〇〇〇経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）という。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を〇〇都・道・府・県〇〇市・町・村〇〇番地に置く。

（成立の時期及び存続期間）

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、共同企業体として認定を受けた有効期間とする。ただし、この期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約を履行した後その解散の日として発注者の承認を得た日までの間は、解散することができない。

2 前項本文の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇都・道・府・県〇〇市・町・村〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇都・道・府・県〇〇市・町・村〇〇番地

□□建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し受領する権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

□□建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、構成員の協議により、時価を参しゃくして評価額を決定するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって構成する運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の特定の預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、建設工事竣工の都度当該建設工事について決算をするものとする。

(利益金の配当)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条の規定により定められた出資の割合により構成員に利益金を配分するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条の規定により定められた出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利及び義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に関する措置)

第16条 構成員は、企業体が存続する間は、発注者及び他の構成員全員の承認を得なければ、脱退することができない。

2 企業体は、脱退した者がある場合においても残存構成員が共同連帯して建設工事を完成するものとする。

3 企業体から脱退した者がある場合において、残存構成員の出資の割合は、脱退者が脱退前に有していた出資の割合を各残存構成員が有していた出資の割合に応じて分割し、これをそれぞれ残存構成員が有していた出資の割合に加えて得た割合とする。

4 脱退した者の出資金の返還は、決算後に行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した者の出資金からその者が脱退しなかったものとした場合に負担すべきこととなる額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合においても脱退者には、利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に関する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが建設工事の実施途中において破産し、又は解散した場合には、破産又は解散を脱退とみなして第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても建設工事にかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負う。

(協定書の定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

〇〇建設株式会社及び□□建設株式会社は、上記のとおり〇〇〇〇経常建設共同企業体協定(甲)を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に当事者が記名押印し、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

□□建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印